

公示送達（令和８年度岡税管第２１２号）

別紙記載の者に発送した書類について、その住所及び居所が不明のため送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び岡山市市税条例（昭和２５年市条例第４７号）第１０条の規定により、公示送達をする。

なお該当書類は各区の市税事務所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月１０日

岡山市長　　大森　雅夫

令和7年度

公示送達対象者一覧

[illegible]

令和8年度

公示送達対象者一覧

[illegible]